

## 4 様々な困難に応じた効果的な支援の実施等のための取組



### (1) 様々な困難に応じた効果的な支援の実施等


#### 現状と課題を踏まえた対応方針

- ・ 犯罪をした人等の多くは、事件への反省を踏まえて生活を立て直し、社会の健全な一員として暮らしていきませんが、中には困難な事情を抱えていても誰にも相談できず、問題が深刻化することによって再犯に至る場合があります。
- ・ 個々の抱える困難な事情は様々であり、例えば、病気や障がい、経済的な困窮、生活経験の不足、対人関係・家族関係の悪化、育児に関する悩み、虐待等の被害体験や心的外傷など多岐に渡ります。
- ・ このため、経歴、性別、生活、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性に応じた支援を行うことが重要となります。
- ・ 札幌市では、様々な困難に応じた相談支援を実施するとともに、関係機関とも連携を図りながら取組を推進することによって、個々の抱える困難への効果的な支援と、社会的な孤立防止を図っていきます。



#### 札幌市の取組

##### ア 少年・若年者への支援等

取組名／取組内容	担当課
<b>35 若者支援施設の運営&lt;継続&gt;</b> ニート、引きこもり、ヤングケアラー等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の社会的自立を総合的に支援するため、札幌市若者支援施設（Youth+）において、総合相談、社会参加の促進、様々な困難を抱える若者の居場所づくり、支援機関・団体との連携強化、ネットワークづくりを実施します。	子ども未来局 子どものくらし・若者支援担当課 
<b>36【再掲】若者の社会的自立促進(まなぷらっと)&lt;継続&gt;</b> 札幌市若者支援施設（Youth+）において、高校中退者や中学校卒業後、高校に進学していない者、高校に在籍しているものの通学が途絶えている者を対象に、学校をはじめとする関係機関と連携し、学習支援団体等の地域資源を活用しながら、高卒認定試験の合格や高校への再入学等を目的に学習相談及び学習支援を実施します。	子ども未来局 子どものくらし・若者支援担当課 

取組名／取組内容	担当課
<b>37 非行相談に係る対応&lt;継続&gt;</b> 児童相談所において、非行（ぐ犯行為 <sup>※31</sup> 等・触法行為等）相談を受け付け、対象児童の発達上の課題、家族歴や生育歴、養育環境や交友関係等からアセスメント（客観的な評価）を行い、在籍校をはじめ警察、鑑別所等関係機関と連携のうえ、支援を実施します。	子ども未来局 家庭支援課
<b>38 子どもアシストセンターによる相談支援&lt;継続&gt;</b> 子どもアシストセンター <sup>※32</sup> に寄せられた相談について、子どもが自らの力で問題を解決できるように必要な助言や支援を行うとともに、子どもの権利救済委員が必要と判断した場合には、子どもの置かれた環境が改善されるよう、関係機関に働きかけを実施します。	子ども未来局 子どもの権利救済事務局 

## イ 困難を抱える女性やDV・虐待等に悩む人への支援等

取組名／取組内容	担当課
<b>39 DV被害者への支援&lt;継続&gt;</b> 札幌市配偶者暴力相談支援センター <sup>※33</sup> にて、DV被害に関する電話相談や面談、カウンセリングを行い、助言や情報提供、関係機関への専門相談員の付き添い、自立して生活するための住まいや生活などのアドバイスを実施します。	市民文化局 男女共同参画課 
<b>40 母子・婦人相談&lt;継続&gt;</b> 各区保健センターにおいて、母子家庭等の生活全般や女性に対するDVに関する相談に応じ、必要な助言や援助を実施します。	子ども未来局 子育て支援課 

※31 &lt;犯行為




度重なる家出や深夜徘徊、暴走族や暴力団関係者など不道徳な人との交際、いかがわしい場所への出入り、性的逸脱など、将来刑法法令に触れる行為を行うおそれがある問題行動のこと。

※32 子どもアシストセンター


「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づき、悩み苦しむ子どもやその周りの大人からの相談を受け付け、子どもが自らの力で問題を解決できるように必要な助言や支援を実施する札幌市の機関。

※33 札幌市配偶者暴力相談支援センター

札幌市が運営する配偶者やパートナー、交際相手からの暴力について相談できる窓口。




取組名／取組内容	担当課
<p><b>41 困難を抱える若年女性支援&lt;継続&gt;</b></p> <p>暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある主に10代後半から20代の思春期・若年期の女性を対象とした、アウトリーチ型支援<sup>※34</sup>等を実施します。</p>	<p>子ども未来局 子ども企画課</p> 
<p><b>42 虐待の予防・早期発見に向けた支援&lt;継続&gt;</b></p> <p>児童虐待を受けている子どもをはじめとする要保護・要支援児童、出産前から支援を要する特定妊婦等を早期発見、早期支援するために、各区に要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携して子どもと家庭の支援を実施します。</p> <p>また、子育てに悩む保護者に対して「体罰によらない子育ての方法」等について学ぶ機会を提供します。</p>	<p>子ども未来局 地域連携課</p> 
<p><b>43 児童虐待防止に向けた啓発と相談窓口の周知&lt;継続&gt;</b></p> <p>毎年11月の児童虐待防止推進月間における各種普及啓発活動のほか、児童虐待発生予防に向け、虐待が疑われる子どもを発見した方が児童虐待通告等を適切に行えるようにオレンジリボン地域協力員養成の研修会や出前講座等を実施し、児童虐待防止に向けた機運を高めます。</p> <p>併せて、適切な通告や相談につながるよう、全国で設置している児童相談所全国共通ダイヤル(189)や、札幌市で設置する子ども安心ホットライン、令和5年5月から開始した親子のための相談LINEの周知に努めます。</p>	<p>子ども未来局 地域連携課</p> 

## ウ 障がいのある人への支援等

取組名／取組内容	担当課
<p><b>44 【再掲】障がい者相談支援事業&lt;継続&gt;</b></p> <p>障がいのある人が地域で暮らし、社会参加していくため、障がい者相談支援事業所は、障がいのある人やその家族等からのあらゆる相談に応じ、サービス調整や関係機関との連携、障がい福祉事業所及び医療機関情報の提供、地域づくり等のほか、単身で障がいのある人の住宅入居、入居後の定着支援を実施します。</p>	<p>保健福祉局 障がい福祉課</p> 

※34 アウトリーチ型支援

支援が必要であるにもかかわらず支援が行き届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて支援を行うこと。

取組名／取組内容	担当課
<p><b>45 生活困窮者自立支援制度による相談支援&lt;継続&gt;</b></p> <p>札幌市生活就労支援センター（ステップ）において、経済的な自立を支援するため、生活に困窮している人の仕事や生活の困りごとに関する相談を実施します。</p> <p>また、札幌市ホームレス相談支援センター（JOIN）<sup>※35</sup>では、住まいを失った人に対して衣食住を提供し、自立に向けた支援を実施します。</p>	<p>保健福祉局 地域福祉・生活支援課</p>  
<p><b>46 生活保護制度&lt;継続&gt;</b></p> <p>経済的に困窮している人の最低生活の保障と自立の助長のため、各区保護課では、困窮の程度に応じて生活を保障するだけでなく、関係機関等と連携しながら、自立に向けた支援を実施します。また、札幌市内に4か所ある救護施設<sup>※36</sup>では、障がいの種別や年齢を問わず、複合的な障がいを抱えている方などを受け入れ、自立に向けた多様な支援を実施します。</p>	<p>保健福祉局 保護課</p> 

※35 札幌市ホームレス相談支援センター（JOIN）

札幌市が委託するホームレス支援事業。総合相談窓口である「基幹センター」と4つのシェルターで、相談内容に応じて利用者の抱える様々な課題に共に向き合い、行き場を失った人が自立していくために必要な支援を行う。

※36 救護施設

生活保護法の規定による保護施設で、身体上又は精神上著しい障がいがあるために、日常生活を営むことが困難な要保護の方に対して、入所により生活扶助を行うことを目的とした施設。